

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 12 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 12 月 15 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
べにずわいがにかご漁業	1 隻	1 旧トン数適用漁船については、総トン数 100 トン未満 2 新トン数適用漁船については、次のとおりとする。 ア 新造船については、総トン数 100 トン未満 イ 旧トン数適用漁船を改造して新トン数適用漁船とした場合は、総トン数 128 トン未満	定めなし	北緯 40 度 30 分 9 秒以北の東経 137 度 59 分 48 秒の線と北緯 40 度 30 分 9 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点、北緯 37 度 30 分 10 秒、東経 134 度 59 分 50 秒の点とを結んだ線以東の日本海における青森県沖合海域（ただし、水深 800 メートル以浅の海域を除く）	3 月 1 日から 12 月 31 日まで（ただし、3 月 1 日から 4 月 30 日までの間の操業にあっては、中型さけ・ます流し網漁業の操業区域（農林水産省告示第 1569 号）を除く）	次のいずれにも該当するものとする。 1 西津軽郡深浦町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 青森県ベニズワイ筆協議会に所属する者	令和 8 年 12 月 15 日から令和 8 年 2 月 6 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用するかご数は、5 連以内でかつ 600 箇以内とすること (2) かご網の目合は、18 センチメートル以上とすること (3) 漁具の標識は、一連ごとに方 50 センチメートル以上の赤旗を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げ、ボンデン竿の中央より下部に横 13 センチメートル、縦 18 センチメートル以上の大きさの木札を付し、旗及び木札には上から順に県名、許可番号、連番号、船名及び氏名並びに漁船登録番号を明記すること 又、夜間にあっては、電燈その他の照明装置付浮標（ブイ）を設置し、発光させなければならない (4) 音波浮上式浮標（ブイ）は、使用してはならない (5) 漁獲物は、根拠地以外の港に陸揚げしてはならない (6) 漁獲物は、根拠地の水揚機関に水揚げし、検量を受けなければならない